

役場職員の仕事異動

総務課職員係

☎(2888)12112

教職員の仕事異動

学校教育課学校教育係

☎(2888)12115

◎参事▽参事兼総務課長・折田克也(参事兼総務課長兼管理係長)、参事兼政策推進課長兼政策推進係長・川瀬久弥(参事兼政策推進課長)

◎主幹▽税務住民課主幹兼収納係長・羽根真理子(税務住民課主幹兼収納係長)、税務住民課主幹・小島巨希子(税務住民課主幹)、保健福祉課主幹・細野輝久(税務住民課主幹)、保健福祉課主幹兼介護保険係長・阿部めぐみ(保健福祉課主幹)、まちづくり課主幹兼下水道係長・柳川哲也(まちづくり課主幹兼水道係長兼下水道係長)

◎着任▽《総括教諭》・栗山和孝(宮ヶ瀬小)、《教諭》・浅野晋也(宮ヶ瀬小)・吉田亨(荻野小)、《養護教諭》・浅野めぐみ(森の里中)、《総括事務主査》・上村源次郎(宮ヶ瀬中)

◎着任▽《教頭》・本間隆司

◎課長▽会計管理者・山田明男(税務住民課副課長)、総務課防災担当課長兼防災交通係長・山田晴久(産業観光課長、税務住民課長・杉山洋正(総務課副課長兼防災交通係長)、産業観光課長兼商工観光係長・村上貴史(まちづくり課主幹兼建設係長)、議会事務局局長兼監査委員兼固定資産評価審査委員会・井上竹夫(税務住民課長)

◎退職▽平田勝彦(会計管理者)、大矢正(議会事務局参事兼監査委員兼固定資産評価審査委員会)※主幹以上、4月1日付、()内は前職

◎昇任▽《総括教諭》・齋藤慎太郎(自校昇任)

◎転任▽《総括教諭》・三浦孝一(東名中)、《専任教諭・教育支援センター》・井上和彦(林中)

◎副課長▽総務課副課長兼管理係長・岩澤勲(保健福祉課主幹)、税務住民課副課長・朝倉義則(税務住民課主幹兼課税係長)、まちづくり課副課長兼土地政策係長兼建設係長・岩澤賢一(産業観光課主幹兼商工観光係長)

◎配置換▽《総括教諭》・立石英(宮ヶ瀬小)、《養護教諭》・古田利衣子(緑中)、《事務主事》・今村孝輔(宮ヶ瀬中)

◎配置換▽《教頭》佐々木規雄(宮ヶ瀬中)

◎着任▽《校長》・手塚明浩(自校昇任)、《教頭》・佐々木規雄(緑中)、《専任教諭・教育支援センター》・中道裕希(愛川東中)、《事務主事》・今村孝輔(緑小)

◎配置換▽《総括事務主査》・上村源次郎(緑小)

◎退職▽《校長》・波塚浩司(定年退職)



◎着任▽《教頭》・栗山和孝(宮ヶ瀬小)、《教諭》・浅野晋也(緑小)

◎転任▽《教頭》・瀧喜典(愛川町教委)

◎配置換▽《総括教諭》・栗山和孝(緑小)、《教諭》・浅野晋也(緑小)

◎着任▽《教頭》・本間隆司

記号一覧

◎ 日時

◎ 期間

◎ 場所

◎ 対象

◎ 内容

◎ 費用

◎ 申請

◎ 申し込み

◎ その他

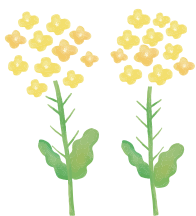
◎ 問い合わせ

老齢基礎年金の「繰上げ受給」と「繰下げ受給」

老齢年金の受給は、原則として65歳に開始しますが、本人の希望により、60歳から64歳の間に繰上げて受給、または66歳から75歳(令和4年3月以前は70歳)の間に繰下げて受給できます。ただし、1月当たりの年金額は、繰上げた月数により減額され、繰下げた月数により増額されます。※減額率・増額率は生涯変わりません。※詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

国民年金



村づくりワークショップ 参加者を募集

政策推進課政策推進係
☎(2088)1213

村では、来年度に新たな清川村総合計画を策定するため、準備を進めています。

より良い計画の策定に向け、村民の皆さんと一緒に村の将来を考えていく『村づくりワークショップ』の開催にあたり、ボランティアで活動していただく参加者を募集します。

※村づくりワークショップとは、村民と行政が協働で計画づくりを進める手法の一つで、さまざまな立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく取り組みです。

村が抱える課題や次の世代へ残したいこと、提案したいことなど多岐にわたる意見やアイデアをお待ちしています。

対 村内在住者

20人(申し込み多数の場合、選考結果は郵送にて通知)

内 活動期間／令和4年6月～令和5年2月(予定)



前回の村づくりワークショップの様子
(平成24年7月)



申し込みフォーム

※活動期間のうち、5回程度

開催場所／「役場庁舎」、「せせらぎ館」などの会議室

申 5月31日(火)までに、申込書を政策推進課に提出
※左記のQRコードからオンライン申請も可能です。

清川村総合計画審議会 委員を募集

政策推進課政策推進係
☎(2088)1213

清川村総合計画審議会は、将来における村のあるべき姿および進むべき方向についての基本的な指針を示す総合計画の策定、実施に必要となる調査および審議を行うための組織です。

ぜひ、ご応募ください。

対 20歳以上の村内在住者
3人(申し込み多数の場合、選考結果は郵送にて通知)

清川村行政改革推進委員会 委員を募集

政策推進課政策推進係
☎(2088)1213

清川村行政改革推進委員会は、行政改革の実施計画の進行状況などについて、村からの報告に対して、住民の立場からご意見をいただくための組織です。

ぜひ、ご応募ください。

対 20歳以上の村内在住者
3人(申し込み多数の場合、選考結果は郵送にて通知)

内 任期／委嘱の日から2年間
報酬／1回の出席につき5千円



申し込みフォーム

申 5月31日(火)までに、申込書を政策推進課に提出
※左記のQRコードからオンライン申請も可能です。



申し込みフォーム

内 任期／委嘱の日から2年間
報酬／1回の出席につき5千円
申 5月31日(火)までに、申込書を政策推進課に提出
※左記のQRコードからオンライン申請も可能です。

令和4年度 水防演習

洪水から守ろうみんなの地域

- 日** 5月29日(日)午前9時～正午(小雨決行)
- 場** 相模川三川合流点河川敷(厚木市あゆみ橋近く)
- 内** 地元消防団などによる水防工法の実演、消防・警察・自衛隊による救出救助訓練、パネル展示など
- 申** 不要
- 問** 県河川課 ☎045(210)6491



平成26年度の水防演習の様子

輝き・愛着・誇りを育む村づくり

令和4年度住民懇談会を開催

住民の皆さんから、村政に対するご意見やご要望をお聴きし、村政に反映させるため、住民懇談会を開催します。ご近所お誘いあわせのうえ、ぜひ、ご参加ください。

- 日 ①5月14日(土)午後7時から
②5月15日(日)午前10時から



場 役場庁舎4階・住民センター集會室

他 37.5度以上の発熱や体調不良の場合は、ご来場をお控えください。

問 総務課管理係 ☎(288)1212

こちらもご活用ください ▶ 村長への手紙～わたしの提案～

送付方法：①村ホームページの送信フォームから送信
②公共施設などに設置している専用封筒をポストに投函（切手不要）
※回答にはお時間を要する場合があります。



送信フォーム

各種相談会を開催

法律や多重債務の相談などをお伺いする相談会を開催します。相談者の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

日 5月20日(金)

午前9時～11時

場 役場庁舎3階・第5会議室

対 村内在住者3人(予約必要)

内 相談の内容／離婚や相続、交通事故相談などの法律に係る相談

相談時間／1人30分間

費 無料

申 5月13日(金)まで

ヤマビル被害防除対策事業

ヤマビル被害を防止するため、殺ヒル剤などを割引販売します。

対 村内在住者

内 ①ヤマビルジェット(殺ヒル剤)：1本3000円

②ヤマビルファイター(忌避剤)：1本5000円

※販売本数は、1世帯当たり年間各5本まで

総務課管理係

☎(2888)1212

行政相談委員による定例行政相談会

日 5月20日(金)

午前9時～11時

場 役場庁舎3階・第2・3会議室

対 村内在住者

内 相談の内容／国や県などに対するご意見やご要望

費 無料

申 不要



ヤマビル駆除にご協力を自治会などでヤマビル駆除を実施する場合、液体殺ヒル剤や手動噴霧器(宅地周辺など狭い範囲向け)、粉体殺ヒル剤や動力散布機(農耕地など広い範囲向け)、草刈機を無償で貸し出します。

※草刈機の燃料は使用者負担

産業観光課農林係
☎(2888)3864

九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

「自転車も のれば車の なかまいり」

5月5日は自転車交通安全の日です。

自転車損害賠償責任保険などへの加入は運転者の義務です。

期 5月1日(日)～31日(火)

問 総務課防災交通係 ☎(288)1212



令和3年度交通安全ポスターコンクール入選作品
清水 明奈さんの作品(緑小)

国民健康保険の届け出を忘れずに

税務住民課住民保険係

☎(2000)3849

国民健康保険は、他の健康保険に加入していない方のための保険です。他の市町村への転出や職場の健康保険に加入したときなどは、脱退の届け出が必要です。届けておくと、保険料が二重に賦課されず、

他の市町村から転入したときや退職などで職場の健康保険の資格がなくなったときなどは、加入の届け出が必要です。加入・脱退の事由が発生したら14日以内に届け出てください。

人間ドックの費用を助成

税務住民課住民保険係

☎(2000)3849

医療費の適正化の推進と被保険者の健康管理に役立てることを目的に、人間ドックを受ける際に掛かる費用の一部助成します。

千円を上限
②40歳以上の方…2万円を上限
※来年3月末時点の年齢です。

対 ①20歳以上の国民健康保険加入者

②保険料の滞納がない世帯の方

③令和4年4月～令和5年3月中に人間ドックを受けた方

④村が実施する集団健診(やまびこ健診)および個別健診(医療機関での健診)を受診されない方

内 助成額

①20～39歳の方…2万5

他 人間ドックの結果に応じて、特定保健指導を受けていただく場合があります。

※申請は、年度内1人当たり1回限りです。
し、担当課で申請

後期高齢者医療制度・基準収入額適用申請の手続きが簡略に

税務住民課住民保険係

☎(2000)3849

今まで、医療機関などにかかるときの自己負担割合が「3割」と判定された方の中で、収入金額が一定金額(世帯に被保険者1人がいる場合で383万円、2人以上で520万円)未満の場合、基準収入額適用申請を届け出ることにより「1割」負担とされていました。

今後は、村で収入金額が確認できる方については届出の必要がなく、「1割」負担となります。なお、村で収入金額の確認ができない方は、今までどおり6月中旬ごろに申請書を送付しますので、手続きをお願いします。

引っ越しの際は「マイナンバーカード」の住所変更もお忘れなく

税務住民課住民保険係

☎(2000)3849

「マイナンバーカード」は住所変更の手続きが必要

ご持参ください。
※手続きされる方が同一世帯であることを確認するため、運転免許証などの身分証明書の提示が必要です。

マイナンバー(個人番号)は引っ越ししても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」に住所変更を追記する必要があります。

引っ越し先の市区町村で住所変更の手続きをしましょう。

家族全員分の手続きをお忘れなく

申 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178
平日/午前9時30分～午後8時、土日祝/午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

世帯代表の方が、同一世帯の住所変更の手続きをまとめてできます。世帯全員分のマイナンバーカードを

引っ越しの際は「マイナンバーカード」の住所変更もお忘れなく

家族全員分の手続きをお忘れなく

マイナンバーに関するお問い合わせ

世帯代表の方が、同一世帯の住所変更の手続きをまとめてできます。世帯全員分のマイナンバーカードを

マイナンバーに関するお問い合わせ

世帯代表の方が、同一世帯の住所変更の手続きをまとめてできます。世帯全員分のマイナンバーカードを

マイナンバーに関するお問い合わせ

世帯代表の方が、同一世帯の住所変更の手続きをまとめてできます。世帯全員分のマイナンバーカードを

マイナンバーに関するお問い合わせ

太陽光発電・蓄電池の共同購入希望者を募集中ーみんなが集まるほど安くなる！ー

県では、県民の皆さんから購入希望者を募り、一括して発注することで、太陽光発電や蓄電池を安く購入できる共同購入事業を実施しています。この機会を利用して、災害時も停電のないくらしを実現しましょう！

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

期 8月31日(水)まで

対 県内在住の個人および県内に事業所などを有する法人など

問 県エネルギー課 ☎045(210)4140



みんなのうちに太陽光 かながわ

検索

特設人権相談所を開設

保健福祉課福祉係
☎(2888)3880-1

人権意識を育み、偏見や差別をなくすため、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。相談は無料で、秘密は守られますので、人権に関するお悩みがありましたらお気軽にご相談ください。

日 6月2日(木)

午前9時30分～午後4時30分

場 保健福祉センターやまびこ館1階・健康学習室

※新型コロナウイルス感染症予防のため、できる限り電話で相談ください。(通話料は自己負担)。

申 不要

他 相談員／人権擁護委員

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の方々です。

住民の中から人格見識の優れた方々を選び、その協力を得て、日常生活で人権尊重思想の普及高揚を図り、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられた、諸外国には例を見ない制度です。

全国で約1万4千人の方々が人権侵犯事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。

二ホンジカの管理捕獲を実施

産業観光課農林係
☎(2888)3880-4

自然植生の回復を目的に、銃器を使った二ホンジカの個体数調整を実施します。

期 6月2日(木)～26日(日)、

10月6日(木)～来年2月

23日(木・祝)の主に水・土曜日

※実施中は、赤いのぼりと横断幕を掲示

場 丹沢大山国定公園内鳥獣

保護区(猟区を除く)：村

内は堂平・塩水林道・本

谷林道周辺・宮ヶ瀬湖東

岸・境沢・唐沢林道周辺

地域のみんで環境美化活動にご協力をお願いします。

クリーンキャンペーン・ヤマビル駆除

日 6月12日(日) 午前8時30分から ※予備日6月19日(日)
※当日の午前8時に実施の有無を防災行政無線で放送します。
※雨天の場合は予備日に順延とし、予備日が雨天の場合は中止とします。

場 自宅周辺の道路など

- 内 ①不法投棄された可燃ごみや不燃ごみの収集
② 県・村道沿いの雑草や支障木の除去
③ヤマビル駆除 (実施する自治会には殺ヒル剤と噴霧器を貸し出します。)

他 ①自治会長へ1世帯につきビニール袋1枚と軍手1組をお渡しします。

②収集したごみは分別し、ごみ集積所に出してください。

③刈り取った草や汚泥は余地へ処分してください。余地へ処分できない場合など、処分に困った際はご相談ください。なお、庭の植木などの枝切りや一般家庭ごみは出さないでください。
※刈った草をかき集めておくとヤマビルが生息しにくい環境をつくることができます。また、集めた草をかき混ぜながら殺ヒル剤を散布するとさらに効果的です。

④予備日が中止の場合、各自治会での自主的な実施をお願いします。事前にご連絡をいただいた場合のみ、ごみを回収します。

問 産業観光課商工観光係 ☎(288)3864



村内の放射線量の測定結果を公表

空間放射線量を測定し、役場庁舎1階・ロビー内掲示板とホームページで公表しています。ご覧ください。

※下表は4月12日に実施した空間放射線量の測定結果(各地点地表100センチメートルで測定。国の基準(目標値)は0.19μSv/h)(μSv/h)

緑小学校	緑中学校	宮ヶ瀬小・中学校	清川幼稚園	おおぞら保育園	運動公園	圧送センター前	消防訓練場	第3分団器具舎前	宮ヶ瀬水の郷
0.026	0.021	0.030	0.035	0.025	0.024	0.035	0.042	0.035	0.043

問 総務課防災交通係 ☎(288)1212 ※放射線測定器を貸し出しています。詳しくは、お問い合わせください。



清川村男女共同参画社会推進事業交付金の希望団体を募集

生涯学習課生涯学習係
☎(28800)2733

男女が共に助け合い、生き生きと充実した生活を送るための男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図るため、対象事業に対し、交付金を交付します。

対 社会教育関係団体および各種サークルなどの団体が直接実施する男女共同参画社会推進事業

内 事業期間／交付決定後、来年3月31日までの間に

実施する事業

交付金額／一事業につき
限度額5万円(対象事業が多い場合は案分)

申 5月6日(金)から20日(金)までの間に、必要書類を添付のうえ、所定の申請書を担当課へ提出(交付金の交付・却下の決定は審査あり)。

青少年健全育成推進事業等交付金の希望団体を募集

生涯学習課生涯学習係
☎(28800)2733

対 ①青少年を対象とする体験活動や社会参加を目的とする活動、スポーツ教室の開催など

②子育て中の保護者を対象とする家庭教育講座の開催など

③青少年を対象とする、むかしの遊びなどを伝承するイベントなど

内 事業期間／交付決定後、来年3月31日までの間に実施する事業
交付金額／一事業につき

限度額2万5千円(対象事業が多い場合は案分)

申 5月6日(金)から20日(金)までの間に、必要書類を添付のうえ、所定の申請書を担当課へ提出(交付金の交付・却下の決定は審査あり)。



ナラ枯れ被害が拡大しています

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によって、コナラやシイ・カシ類などの樹木が枯れる伝染病です。

※被害木のすべてが枯れるわけではありません

ナラ枯れ被害の特徴

- ・7月～9月に葉が紅葉し枯れる
- ・幹の根本に大量のフラス(木くずと虫の排泄物が混じった粉状のもの)
- ・大径木に被害が多い
- ・幹に直径1.5mm～2.0mmの多くの孔がある

被害の拡大を防ぐため、被害対策が必要です!

道路や電線、人家など倒れたら危険な場所にある枯れた樹木の適切な処理をお願いします。村内でナラ枯れ樹木を見つけた際は、ご連絡ください。

☎産業観光課農林係☎(288)3864



フラスの発生状況

ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

☎総務課管理係☎(288)1212

くらしの安全・安心だより 契約トラブルに気をつけて!



10・20代の女性を中心に、タレント・モデルなどの契約をめぐるトラブルが寄せられています。原則として、一方的に契約をやめることはできません。契約を急かす相手にはきっぱり断れる大人になりましょう。

☎消費者ホットライン☎188、厚木市消費生活センター☎(294)5800